

## 令和3年第11回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和3年5月28日  
開会午後1時34分

### 2 議事日程

- 日程第1 会期の決定  
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
日程第3 報告第2号 農用地利用調整申出について  
日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について  
日程第5 議案第2号 現況証明願について  
日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第7 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第8 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 3 出席委員（16名）

議長	千葉好弘君	職務代理	富永克治君
1番	平野道教君	2番	那須信利君
4番	岩田博教君	5番	渡邊修君
6番	武田政一君	7番	植田市子君
8番	壽見義忠君	9番	長谷川保君
12番	木原閱治君	13番	夏野善徳君
14番	柳澤路子君	15番	平石栄司君
16番	竹村勉君	17番	佐藤雅広君
18番	田中賢治君	19番	石田哲夫君

### 4 欠席委員（3名）

3番	砂原一夫君	12番	木原閱治君
16番	竹村勉君		

### 5 事務局出席職員

庶務係長	吉野久寿君	農地係長	安部勝喜君
庶務係兼農地係	渡邊崇雅君		

午後1時34分 開会

○議長（千葉好弘君） それでは、これより第11回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、16名であります。よって、開議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事録署名委員には、1番平野委員、4番岩田委員のご兩名をご指名いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 本日の欠席委員でございますが、砂原委員、木原委員、竹村委員より届け出がございます。

次に、本日の議事日程ですが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第1から第8までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第2、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により届出が1件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に日程第3、報告第2号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは報告第2号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等の調整申出書の提出が5件ございましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細につきましては調整委員よりご説明がございます。

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている調整委員より説明をお願いいたします。

1番及び2番について武田委員お願いします。

○6番（武田政一君） 1番につきましては、以前から使っていた●●●●さんに使っていただくことになりましたので、よろしくお願いします。同じく2番も長年使っている●●●●さんが引き続き使うということですので、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉好弘君） ただいま武田委員より説明がございました。1番及び2番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に3番及び5番について渡邊委員お願いいたします。

○5番（渡邊 修君） 3番につきましては、隣接者の●●●●さんに利用していただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。5番についても、これも隣接者の●●●●さんに利用していただくことになりました。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉好弘君） ただいま渡邊委員より説明がございました。3番及び5番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に4番について柳澤委員お願いいたします。

○14番（柳澤路子君） はい、●●●●さん、それから●●●●さん、●●●●さん、以前借りていただいた3名に借りていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉好弘君） ただいま柳澤委員より説明がございました。4番についての質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。

次に日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書成立状況の確認について、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書の提出が4件ありましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。1番ないし4番について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより1番ないし4番の4件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1番ないし4番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第5、議案第2号現況証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは議案第2号、現況証明願について、このことについて記載のとおり願出が5件ありましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお資料は、総会資料1ページから17ページまでとなっております。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、担当委員より説明をお願いいたします。

1番及び3番について壽見委員お願いします。

○8番（壽見義忠君） 現況調査して、見てきた段階で間違いないことを認めました。

○議長（千葉好弘君） ただいま壽見委員より説明がございましたが、1番及び3番について質疑を行います。

何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に2番について、佐藤委員をお願いいたします。

○17番（佐藤雅広君） 現地を確認したところ山林化になっており、農地としては使えないと判断しましたのでお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま佐藤委員より説明がございましたけれども、2番について質疑を行います。

何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に4番について、武田委員をお願いいたします。

○6番（武田政一君） 現地を確認しましたが、上藻別の駅通のすぐそばでして離農して約30年ちょっと経ちます。どんどん木が生えていまして笹だらけでして農地とは認められないので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉好弘君） ただいま武田委員より説明がございましたけれども、4番について質疑を行います。

何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に5番について、夏野委員をお願いいたします。

○13番（夏野善徳君） 場所を見てきたところ原野化しておりましたので、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま夏野委員より説明がございました。5番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより1番ないし5番の5件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1番ないし5番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第6、議案第3号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、紋別市より求められた次の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。1番ないし9番について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。これより1番ないし9番の9件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1番ないし9番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第7、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定による許可申請が記載のとおり5件提出されましたので、議決を求めるものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

資料は、総会資料18ページから39ページまでとなっております。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長（千葉好弘君） 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任（渡邊崇雅君） それではご説明いたします。

資料18ページからとなります。こちらは●●●●さん所有の農地を●●●●へ売買するものであります。19ページには対象地の地図、20ページには地番図を付けております。次に21ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可にも該当しないと考えます。

続きまして、資料22ページからとなります。こちらは先月の総会時に合意解約で報告いたしました場所であり、親戚にあたります●●●●が賃借するものであります。23ページには対象地の地図、24ページには地番図を付けております。次に25ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと考えます。

続きまして、資料26ページからとなります。息子さんにあたります●●●●さんとの使用貸借期間が満

了したことで、●●●●さんが●●●●の構成員となった事に伴いまして、その法人が賃借するものであります。27 ページには対象地の地図、28 と 29 ページには地番図を付けております。次に 30 ページの農地法第 3 条の調査書に基づき、借人が農地法第 3 条第 2 項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと考えます。

続きまして、資料 31 ページからとなります。●●●●さんの所有地を、構成員となっている●●●●が賃借するものであります。32 ページには対象地の地図、33 と 34 ページに地番図を付けております。次に 35 ページの農地法第 3 条の調査書に基づき、借人が農地法第 3 条第 2 項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと考えます。

続きまして、資料 36 ページからとなります。●●●●さんの土地の処分に伴い●●●●さんが贈与を受けるものであります。37 ページには対象地の地図、38 ページに地番図を付けております。次に 39 ページの農地法第 3 条の調査書に基づき、借人が農地法第 3 条第 2 項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと考えます。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは担当委員より補足説明等があれば、ご発言願います。

売買の 1 番について、平野委員何かございますか。

○1 番（平野道教君） はい、1 番の案件になりますが、出し手側としては遊休農地にはしたくないということと、買い手側としては規模拡大ということの許可申請となっております。よろしく願います。

○議長（千葉好弘君） それでは 1 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に賃借権の 2 番について、渡邊委員何かございますか。

○5 番（渡邊 修君） 2 番につきまして、出し人の方が親族の方にお貸ししたいということで、●●●●さんに決まりましたのでよろしく願います。

○議長（千葉好弘君） それでは 2 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に賃借権の 3 番及び 4 番について、壽見委員何かございませんか。

○8 番（壽見義忠君） 法人に対しての賃借権なので特に問題ないと思います。

○議長（千葉好弘君） それでは 3 番及び 4 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に贈与の 5 番について、岩田委員何かございませんか。

○4 番（岩田博教君） 贈与する人が、受ける人に渡したいから。身内だから、それ以上でもそれ以下でもない。

○議長（千葉好弘君） それでは 5 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより 1 番ないし 5 番の 5 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1 番ないし 5 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第 8、議案第 5 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) それでは議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請が 1 件提出されましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、北海道農業会議への意見聴取を行い、本委員会及び北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合に限り、会長専決により許可書交付の議決も併せて求めるものでございます。

資料は、総会資料の 40 ページから 48 ページとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長(千葉好弘君) 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任(渡邊崇雅君) それではご説明いたします。

資料の 40 ページからとなります。41 ページには対象地の地図、42 ページに求積図、43 ページには土地利用計画図を付けております。44 ページは、建設するバンカーサイロの図面となっております。次に 45 ページをご覧ください。本件につきまして、こちらの審査表に基づき審査したところです。立地基準につきましては、農振法の農業振興地域整備計画における農用地区内農地となっております。次に 46 ページの一般基準ですが、一番下の括弧 4、1 ヘクタール以下の農業用施設を建設する場合の軽微な変更については手続き中となっております。内容としては現時点での用途が農地となっているものを、農業用施設用地に変更するものです。次に 47 ページには審査にあたり参照した添付資料の一覧となっております。次に 48 ページをご覧ください。4 の例外許可事由の該当状況ですが、先程説明しました農業用施設用地への用途変更手続きが完了することを前提として、農用地利用計画において指定された用途、すなわち農業用施設用地に供するためということで、農地法第 4 条第 6 項に規定する例外許可事由に該当すると考えます。

5 の総合判断としては、許可相当であると考えます。また、市より農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められた場合については、異存なしとして回答してよろしいか、あわせてご審議願います。

以上です。

○議長(千葉好弘君) それでは担当委員より補足説明等ございましたら、ご発言願います。

本案について、平野委員何かございませんか。

○1 番(平野道教君) はい、説明にもあったように施設増設のための許可申請となっております。よろしくお願います。

○議長(千葉好弘君) それでは本案について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第 11 回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 1 時 58 分 閉会